

(協議事項)

「レインボーかつしか」(有 72、有 73、有 74) の路線の休止について

日立自動車交通株式会社

当該路線は、一般乗合バスとして平成17年6月23日に認可を受け平成17年7月15日に「ウェルピアかつしか～亀有駅南口～金町駅南口」を、平成19年4月15日に認可を受け平成19年5月1日に「亀有駅南口～綾瀬駅東口」の運行を開始しました。

葛飾区様より依頼を受け、地域福祉・障害者センター(ウェルピアかつしか)の開設に合わせ、施設を利用される利用者の利便性を図り、各区間の交通不便エリアの解消及び路線沿線の公共施設の利便性の向上を目的とした運行を続けていました。

運行開始以来、当該路線の利用者は減少の一途を辿っておりましたが、利用者の動向に合わせて事業計画の変更(運行時刻や運行回数)を行い、安定した運行が継続されるよう努力を重ねてきました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大や利用者数の乗車率の低下の状況が続いており、現在の運賃収入等では運行経費に、到底追いつかない状況が続いています。また昨今における運転手の不足も路線維持の厳しさに拍車を掛けている状況です。

そのため、令和5年度末での運行休止の判断に至りました。つきましては道路運送法及び同法施行規則に基づき、今回の地域公共交通会議での協議を踏まえて休止の届出を行う予定です。

収入、支出の部 レインボーかつしか 2台運行分

令和4年9月1日～令和5年8月31日 日立自動車決算期間での算出

(収入)

運賃	7,652,373 円	
シルバーパス補助金	20,000,000 円	正確な金額は非公開のため概算となります。
合計	27,652,373 円	

(支出)

人件費	21,665,462 円	
車両にかかる経費(修繕、燃料)	9,037,947 円	車両の減価償却期間は経過済
通信費や車庫代、他保険等	3,245,990 円	
一般管理費	1,048,422 円	
合計	34,997,821 円	

赤字額 7,345,448 円/年

(11月30日まで)

【系統ごとの起点時刻表及び運行本数】

系統 時間	有 72 ウェルピアかつしか発		有 73 亀有駅発		有 74 ウェルピアかつしか発	
	平日	土休日	平日	土休日	平日	土休日
07	00					35
08	00 40					25
09			12 52		30	15
10		30	52	15	45	
11		40				
12	05	50	05			
13	05					
14		35		55	25	
15	35		10			55
16	40			20		
17					30	05
18	30	15				
19	35	30	22			
20	35	30				
合計 (本)	10	7	6	3	4	5

【令和5年7月3日～16日 有72、73、74利用者数調査】

系統	発	着	1日あたり利用者数 (人)		1便あたり利用者数 (人)	
			平日	土休日	平日	土休日
有 72・ 74	ウェルピア	亀有駅	120	81	8.6	6.7
	亀有駅	ウェルピア	74	51	6.2	4.2
有 73	亀有駅	綾瀬駅	38	14	6.3	4.7
	綾瀬駅	亀有駅	50	22	6.3	5.6
有 74	亀有駅	循環線	17	15	4.3	3.0

※ウェルピア⇄亀有駅間は有72・74共通ルートのため合算して集計

(12月1日から)

【系統ごとの起点時刻表及び運行本数】

系統 時間	有 72 ウェルピアかつしか発		有 73 亀有駅発		有 74 ウェルピアかつしか発	
	平日	土休日	平日	土休日	平日	土休日
07						
08	00					25
09						
10			33			
11						
12						
13						
14					30	
15				07		45
16			27			
17						
18						
19						
20						
合計 (本)	1	0	2	1	1	1

【令和5年12月18日～24日 有 72、73、74 利用者数調査】

系統	発	着	1日あたり利用者数 (人)		1便あたり利用者数 (人)	
			平日	土休日	平日	土休日
有 72・ 74	ウェルピア	亀有駅	17	12	8.4	6.0
	亀有駅	ウェルピア	8.0	3.5	4.0	1.8
有 73	亀有駅	綾瀬駅	12	3.0	6.1	3.0
	綾瀬駅	亀有駅	13	1.5	6.5	1.5
有 74	亀有駅	循環線	0.6	2.0	0.6	1.0

※ウェルピア⇄亀有駅間は有 72・74 共通ルートのため合算して集計

減便ダイヤ改正・運休検討の公表以後の主なご意見

◆電話等で寄せられた意見

- ・ シルバーパスで亀有駅方面（買い物）に何度も乗車している。運行の休止には断固として反対する。
- ・ 普段ウェルピアに行くのに利用している。（毎日ではない、週に何回か）12月から運行本数がかなり減って不便さを感じている。
- ・ テレビでも運転手不足が報じられているので、仕方ないという思いはあるが…。一日1本でも路線を残してほしいという声もある。子連れの方など、歩くのには大変な方も多い

◆利用者アンケート調査で寄せられた意見

「移動ルートの変更や所要時間の増加に関する意見」（7件）

- ・ 亀有駅から帰宅するまで、京成小岩行きに乗らなくてはならないので、遠回りになってしまい時間がかかる。（亀有～新宿循環エリア居住者）

「移動頻度減少や移動エリア変更に関する意見」（19件）

- ・ 亀有方面への買い物の減少。（亀有～お花茶屋エリア居住者）
- ・ 高齢で足が悪い為、バスがなくなればどこにも出かけられなくなる。（亀有～綾瀬エリア居住者）
- ・ バスが生活の一部でした。無くなるのがとても残念です。路線を変更することの影響は大変大きく、出勤や帰宅時間、買い物のエリアを変えなくてはなりません。困っています。（お花茶屋～ウェルピアエリア居住者）

「金銭的負担の増加に関する意見」（12件）

- ・ バスの代わりにタクシーの利用はとても出来ません。（亀有～綾瀬エリア居住者）
- ・ 介護で通院の付き添いをしています。タクシーが多くなった。1回1,000円になってしまっているので大変です。（亀有～綾瀬エリア居住者）

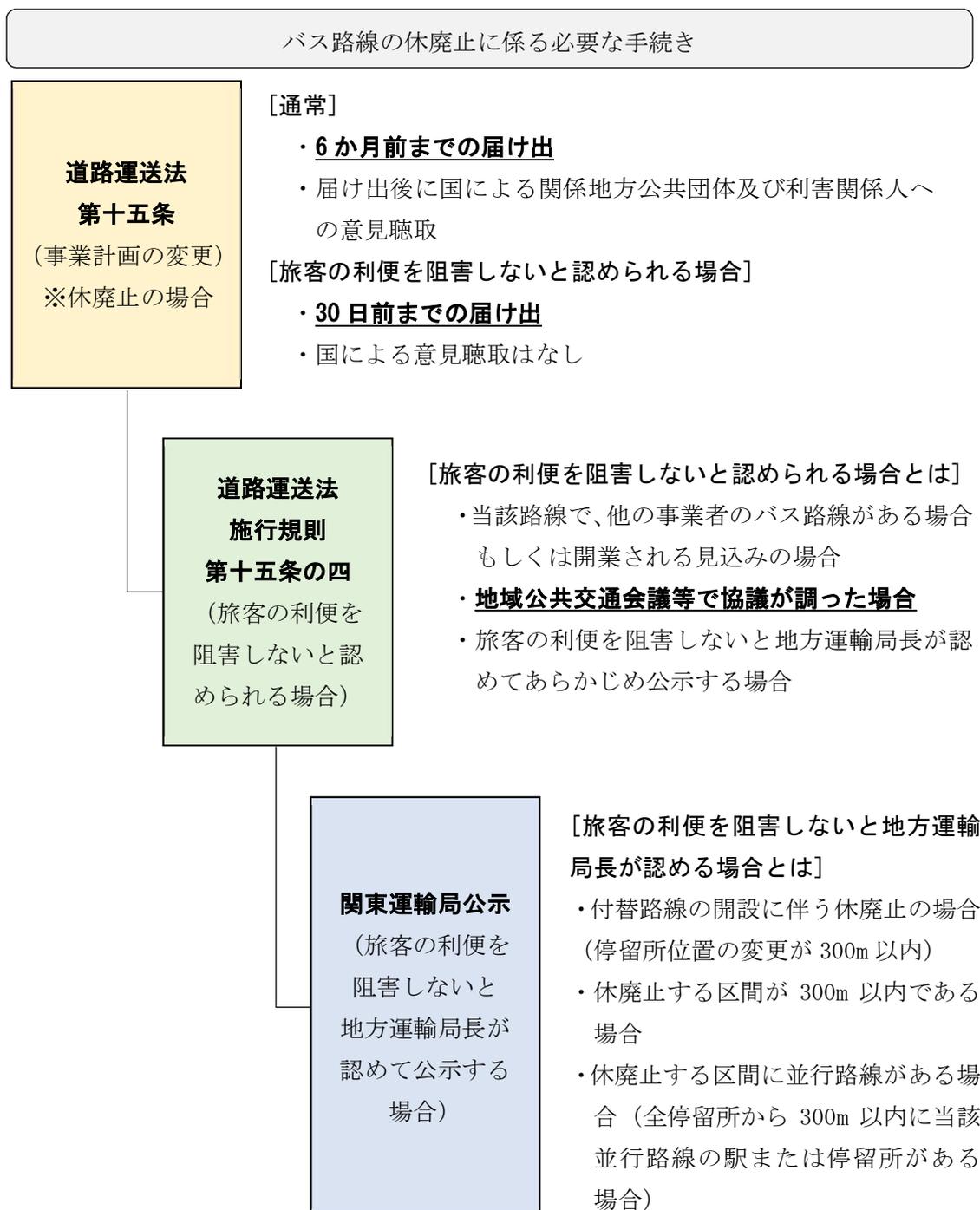
「身体的不安に関する意見」（6件）

- ・ バスの本数が減り、足腰に負担がかかるようになった。（亀有～お花茶屋エリア居住者）
- ・ 足が悪く体力もなくなってきて遠いバス停は大変です。老人が一人で自由に外出するためにもバスを止めないでほしい。（沿線外・不明）

協議が調った後の手続き（スケジュール等）

2 月末まで 運輸支局に休止届出を提出

3 月 31 日 運行休止



輸送実績表

レインボーかつしか 2台運行

日立自動車交通(株)

令和元年度	乗車人数 (現金・IC)	前年 同月比	令和2年度	乗車人数 (現金・IC)	前年 同月比	令和3年度	乗車人数 (現金・IC)	前年 同月比	令和4年度	乗車人数 (現金・IC)	前年 同月比	令和5年度	乗車人数 (現金・IC)	前年 同月比
4月	5,629	-	4月	2,723	-	4月	2,564	94%	4月	2,385	93%	4月	2,269	95%
5月	5,250	-	5月	2,587	-	5月	2,437	94%	5月	2,227	91%	5月	2,154	97%
6月	5,821	-	6月	4,772	-	6月	2,820	59%	6月	2,301	82%	6月	2,156	94%
7月	6,050	-	7月	5,441	-	7月	3,445	63%	7月	2,421	70%	7月	2,307	95%
8月	5,607	-	8月	4,532	-	8月	2,923	64%	8月	2,398	82%	8月	2,301	96%
9月	5,398	-	9月	4,967	-	9月	2,691	54%	9月	2,498	93%	9月		
10月	5,666	-	10月	5,494	-	10月	3,033	55%	10月	2,836	94%	10月		
11月	5,586	-	11月	3,094	-	11月	2,862	93%	11月	2,771	97%	11月		
12月	6,298	-	12月	3,259	-	12月	2,942	90%	12月	2,499	85%	12月		
1月	5,382	-	1月	5,126	-	1月	3,092	60%	1月	2,813	91%	1月		
2月	5,768	-	2月	4,505	-	2月	1,927	43%	2月	2,225	115%	2月		
3月	3,249	-	3月	4,178	-	3月	1,470	35%	3月	2,212	150%	3月		
合計	65,704	-	合計	50,678	-	合計	32,206	64%	合計	29,586	92%	合計	11,187	38%

有71の乗車人数(現金・IC)含む(令和2年度末から運休中)





【運行系統図】有73

名 称
亀有駅南口
中之台小学校
亀有四丁目
西亀有三丁目
西亀有小学校
堀切八丁目
堀切八郵便局
綾瀬二丁目
綾瀬駅東口

運行系統図

系 統	系統番号	起点	主な経過地	終点	系統キロ
	有73 番	亀有駅南口	停留所 ~ 堀切八丁目 ~ 綾瀬駅東口	停留所	往 3.36 復 3.40 km



地図

クリエ

現在地

拡大

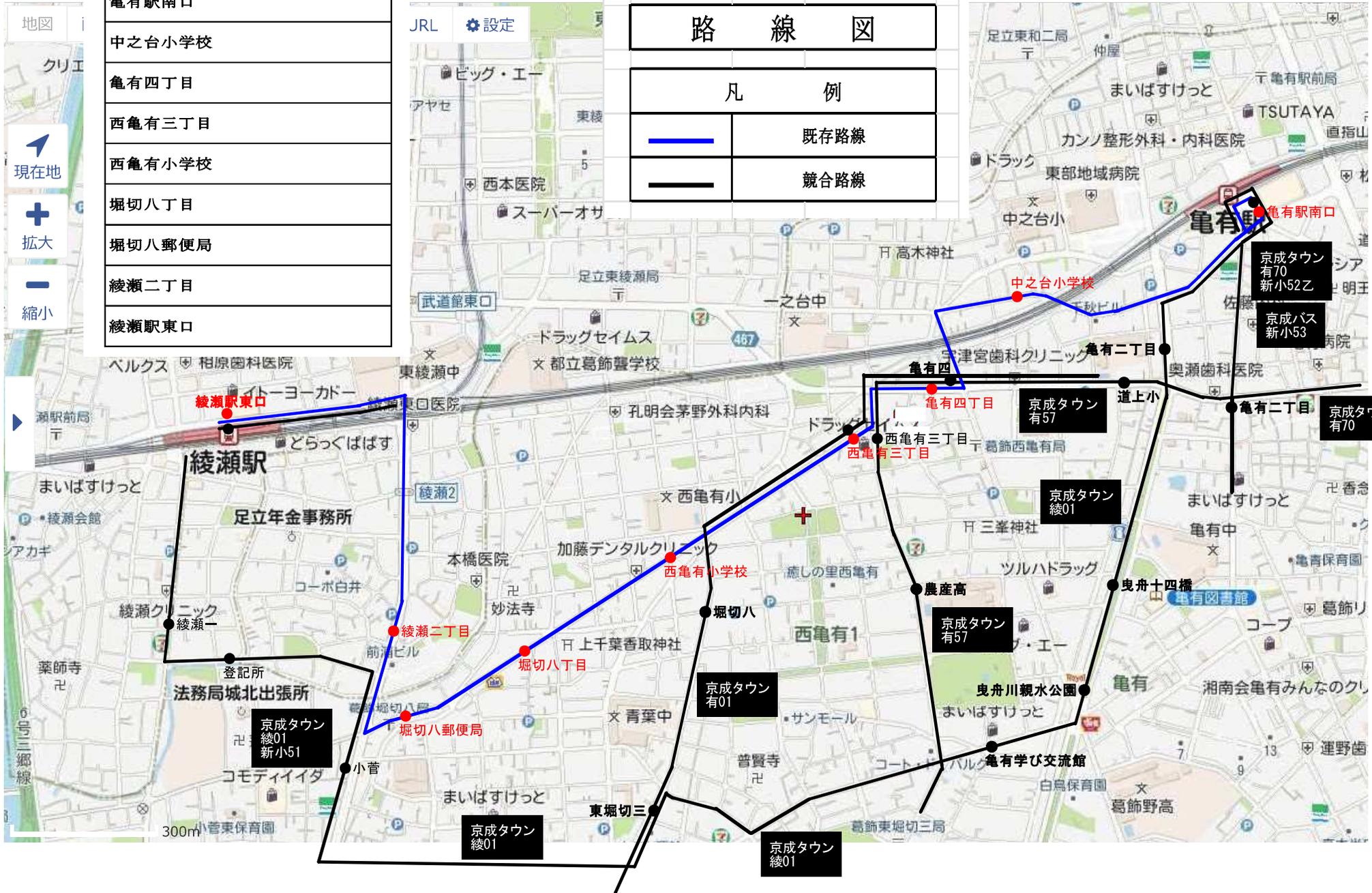
縮小

【競合路線図】有73

名 称
亀有駅南口
中之台小学校
亀有四丁目
西亀有三丁目
西亀有小学校
堀切八丁目
堀切八郵便局
綾瀬二丁目
綾瀬駅東口

路 線 図

凡 例	
	既存路線
	競合路線



レインボーかつしか（有 72、有 73、有 74）の利用者アンケート結果について

1. アンケート概要

配布期間：令和5年12月18日(月)～24日(日)

利用者数：785人

配布数：422

回答数：141（郵送：127、WEB：14）

回収率：33.4%

2. アンケート内容

(1) 基礎情報

年齢、住所、

自由に使用できる乗り物（自転車、自動車（自分/家族運転）、バイク・原付、なし）

(2) 普段の生活での移動について

外出目的（多い順に3つ）、外出頻度（目的別）、外出時の移動手段、具体的な外出先

(3) レインボーかつしか及び白鳥線（並行路線（有 70））の利用状況

利用目的

利用頻度

移動時間帯（行き・帰り別）

片道/往復利用・乗降バス停

自宅及び目的地とバス停の所要時間

12月の減便後の利用頻度の変化（レインボーかつしか利用者への設問）

休止後の移動手段の意向（レインボーかつしか利用者への設問）

休止後の移動頻度の変化意向（レインボーかつしか利用者への設問）

12月減便後の白鳥線（有 70）の利用状況（白鳥線（有 70）利用者への設問）

レインボーかつしかの休止以降の移動に関する課題（自由記述）

(4) 新たな交通サービスを検討する場合の望ましい運行形態について

望ましい運行形態：定時定路線（路線バス型）、区域運行1（乗降ポイント型）、
区域運行2（相乗りタクシー型（ドア to ドア型））

(5) 新たな交通サービスの最低限のサービス水準について

移動時間の増加の許容度、望ましい運行時間帯（行き・帰り別）、待ち時間の許容度、
乗車時間の増加の許容度、1乗車あたりの運賃の許容度、乗換・乗継の許容度

3. アンケート内容 (各項目の単純集計)

(1) 年齢

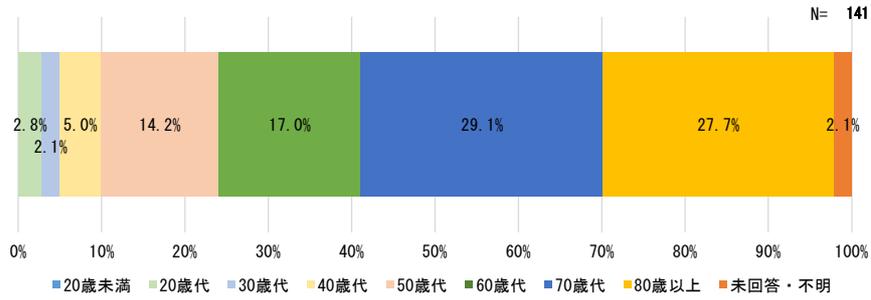


図1 年齢

(2) 自由に使用できる乗り物

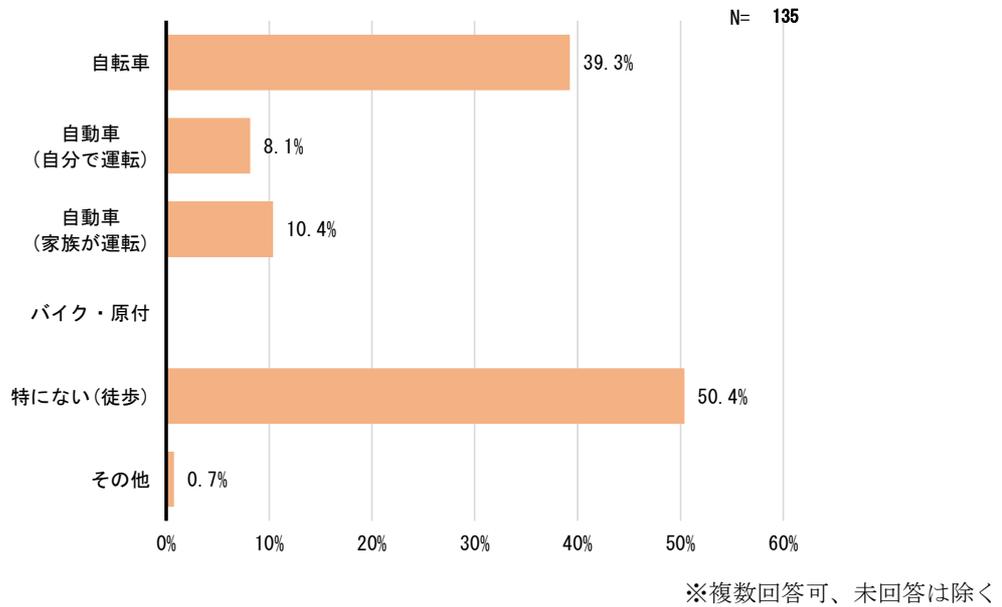


図2 自由に使用できる乗り物

(3) レインボー休止以降の移動手段(意向)

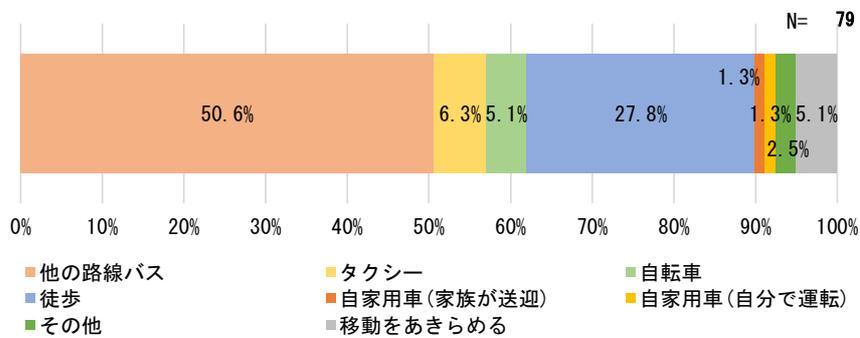


図3 レインボー休止以降の移動手段(意向)

(4) レインボー休止以降の移動頻度の変化（意向）

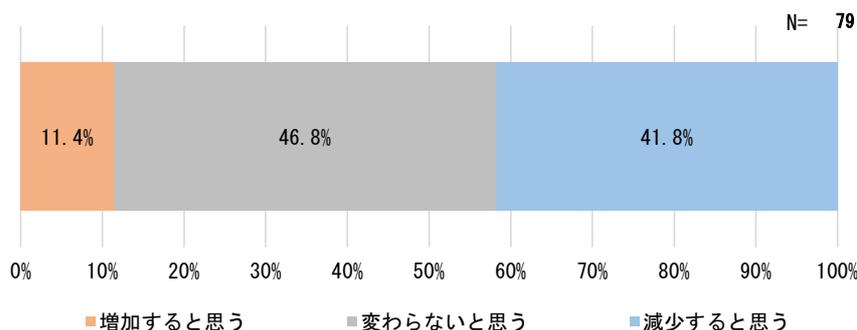


図4 レインボー休止以降の移動頻度（意向）

(5) レインボーかつしか休止以降の移動に関する課題や不安（主な意見を掲載）

「移動ルートの変更や所要時間の増加に関する意見」（7件）

- ・亀有駅から帰宅するまで、京成小岩行きに乗らなくてはならないので、遠回りになってしまい時間がかかる。（亀有～新宿循環エリア居住者）

「移動頻度減少や移動エリア変更に関する意見」（19件）

- ・亀有方面への買い物の減少。（亀有～お花茶屋エリア居住者）
- ・高齢で足が悪い為、バスがなくなればどこにも出かけられなくなる。（亀有～綾瀬エリア居住者）
- ・バスが生活の一部でした。無くなるのがとても残念です。路線を変更することの影響は大変大きく、出勤や帰宅時間、買い物のエリアを変えなくてはなりません。困っています。（お花茶屋～ウェルピアエリア居住者）

「金銭的負担の増加に関する意見」（12件）

- ・バスの代わりにタクシーの利用はとても出来ません。（亀有～綾瀬エリア居住者）
- ・介護で通院の付き添いをしていますが、タクシーが多くなった。1回1,000円になってしまうので大変です。（亀有～綾瀬エリア居住者）

「身体的不安に関する意見」（6件）

- ・バスの本数が減り、足腰に負担がかかるようになった。（亀有～お花茶屋エリア居住者）
- ・足が悪く体力もなくなってきて遠いバス停は大変です。老人が一人で自由に外出するためにもバスを止めないでほしい。（沿線外・不明）

本会議での協議事項の意義

協議が調う場合 : レインボーかつしかの休止にあたり、道路運送法上の特例が適用できる

協議が調わない場合 : レインボーかつしかの休止にあたり、道路運送法上の特例が適用できない

道路運送法上の特例

路線の休廃止に関する事業計画の変更に関して

- ・通常**6か月前**の届け出が**30日前**に短縮
- ・国による**地方公共団体及び利害関係人への聴取の省略**

道路運送法
施行規則
第十五条の四
(旅客の利便を
阻害しないと認
められる場合)



- 協議事項は、道路運送法上の**特例適用の賛否**に関するものであり、**路線休止の賛否**に関するものではない。
- 協議が調わない場合でも、レインボーかつしか（有72・73・74）の3系統のうち、**有72・74系統は近傍に並行する他路線があり、道路運送法施行規則における「旅客の利便を阻害しないと認められる場合※」に該当するため、路線の休止の届け出は30日前**でよい。有73系統は上記に該当しないため6か月前の届け出が必要。

※休止する区間に並行路線がある場合（全停留所から300m以内に当該並行路線の駅または停留所がある場合）